

さいたま市介護支援専門員研修等支援事業補助金 Q&A

※申請等の場合は、必ず交付要綱を確認してください

	質問	回答
1	事業所ごとに申請を行ってよいか。	事業所ごとではなく、法人単位でとりまとめて申請してください。
2	研修等の受講地は、補助申請に関係あるか。	ありません。 他の地方公共団体等から補助受けている場合は補助対象経費が減額されますので注意してください。
3	非常勤でも対象になるか。	なりません。 法人が直接雇用等していることが必要です。
4	一人ケアマネですが、対象になるか。	法人の役員・代表者であってもケアマネ業務に従事し、法人から研修受講料を補助している場合は対象になります。
5	介護支援専門員の資格はあるが、現在資格を活用した業務を行っていない。今後も活用する見込みはないが、補助対象になるか。	なりません。
6	令和7年度に実施された研修の受講料を、令和8年度に入ってから従業員に支払った場合は補助の対象になるか。	なりません。 令和8年度の研修等のみが補助対象です。
7	交付申請よりも前に、従業員に支払った受講料等も補助の対象になるか。	令和8年度に実施される研修の受講料等であれば、補助の対象となります。
8	対象職員に対して、いつまでに支出すればよいか。	実績報告日までに支出することが必要です。 ※実績報告にて、法人が負担したことの分かる書類の提出が必要になります。
9	介護福祉士試験について、パート合格の場合は補助対象になるか。	パート合格者が残りのパートに合格し介護福祉士資格を取得して業務に従事する場合は補助対象になりますが、介護福祉士資格を取得できない場合は補助対象になりません。
10	補助金の交付申請をし、交付決定前です。対象職員が漏れていることが判明したが、追加申請はできるか。	できます。 介護保険課に連絡の上、速やかに正しい書類を提出してください。提出の際は、訂正分であることが分かるようにしてください。
11	交付決定後に対象職員が漏れていることが判明したが、追加申請はできるか？	できますが、予算の関係で変更が認められない可能性はございます。

		介護保険課に連絡の上、速やかに様式第3号を提出してください。
12	交付の決定は受けたが、試験に合格しなかったとき、研修を修了できなかったときには、どのような手続きが必要か？	<p>不合格者等を除いた金額で実績報告をしてください。</p> <p>添付する別紙1の「結果」欄は不合格・未修了を選択してください</p> <p>ただし、精算額が、交付決定額の3割以上減額となる場合又は20万円以上の減額となる場合は、様式第3号の変更申請書を提出し、改めて交付決定を受けてから実績報告してください。</p>